

### 3 都市計画決定の手続き

都市計画を定めるためには一定の手続きが必要で、その都市計画には県が定めるものと、市町村が定めるものがあります。

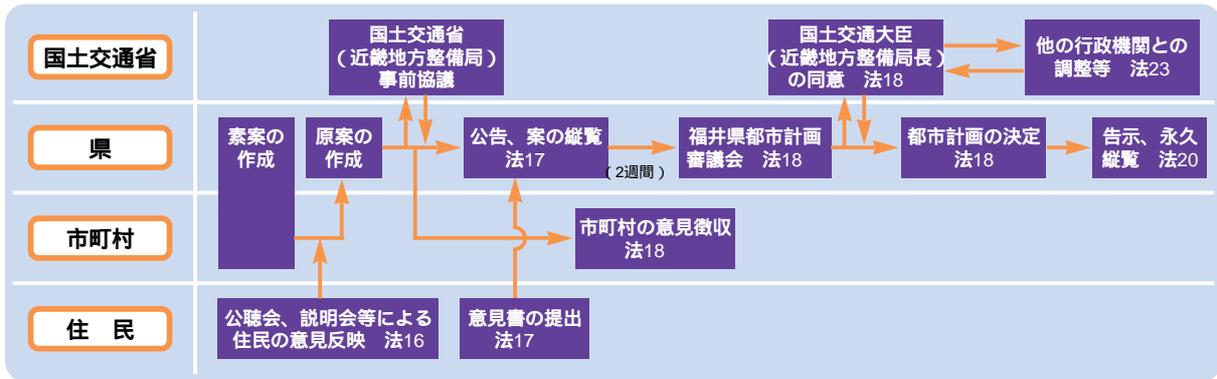
県は市町村の区域を超える広域的・根幹的な都市計画を定め、その他のものは市町村が定めます。この場合、県決定の都市計画案は福井県都市計画審議会で、市町村決定の都市計画案は市町村都市計画審議会(設置されていない場合は福井県都市計画審議会)で審議され、都市計画の内容を告示することによってその効力を発します。

また、都市計画を定めようとするときは、住民の意見を反映するために必要に応じて公聴会や説明会などを開催しています。さらに都市計画の案は2週間縦覧され、その間に住民や利害関係人は意見書を提出することができるという手続きをとっています。

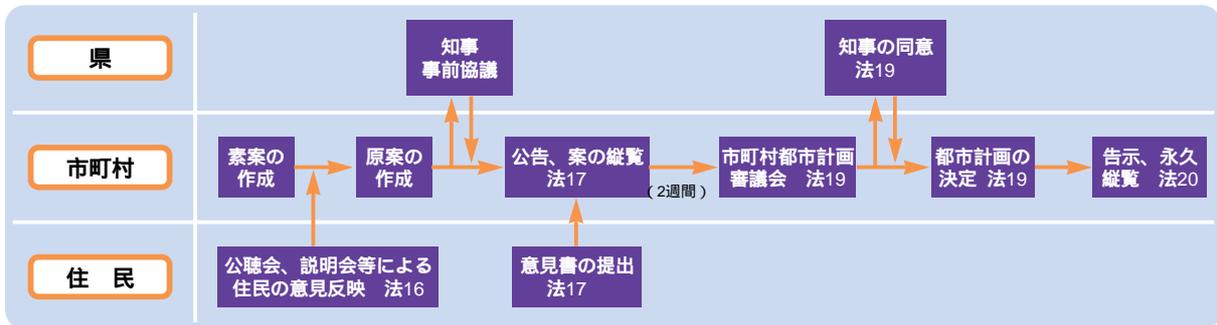


#### 都市計画の決定手続き

##### 県が定める都市計画



##### 市町村が定める都市計画



法定の市町村都市計画審議会を設けていない場合は、福井県都市計画審議会にて審議されます。

## 都市計画の決定権者

都市計画の内容		都市計画区域	福井 嶺北北部 敦賀	丹南、大野、織田 勝山、三方、美浜 高浜、小浜上中	
市街化区域・市街化調整区域					
地 域 地 区	用途地域				
	風致地区	面積10ha以上 その他			
	臨港地区	特定重要臨港 重要臨港 その他			
	緑地保全地区	面積10ha以上 その他 近郊緑地特別保全地区			
	流通業務地区				
	歴史的風土特別保存地区				
	航空機騒音障害防止(特別)地区				
	その他の地域地区				
	地区計画等				
	都 市 施 設	一般国道、都市高速鉄道			
道		県道	4車線以上 4車線未満		
		市町村道	4車線以上 4車線未満		
路		自動車専用道路	高速自動車国道 その他		
		等	空港	第1種 第2種・第3種 その他	
			自動車ターミナル	一般 専用	
公 共 施 設		国が設置する公園・緑地			
		公園・緑地・広場	10ha以上 10ha未満		
		墓園	10ha以上 10ha未満		
下 水 道		公共下水道	排水区域が2以上の市町村 排水区域が1つの市町村		
		流域下水道			
		都市下水路			
そ の 他		一級河川、一団地の官公庁施設			
		流通業務団地、二千戸以上の一団地の住宅施設、防潮施設			
		上水道、二級河川、運河、大学、高専 産業廃棄物処理施設			
その他の都市施設					
市 街 地 開 発 事 業	土地区画整理事業	50ha超 50ha以下			
	市街地再開発事業	第1種3ha以下 その他			
	工業団地造成、その他の市街地開発事業				
	市街地開発事業予定区域	一団地の官公庁施設 その他			
	促進区域				

凡例 県決定(大臣同意)  
県決定  
市町村決定

平成13年5月18日施行  
：近畿圏整備法および中部圏開発整備法に規定する都市開発区域の全部または一部を含む都市計画区域で、国土交通大臣が指定するもの(都市計画法施行令第12条第2項)

福井県のあらまし

都市計画とは

福井県の都市計画

景観・屋外広告物

その他